伊佐市第1回農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成24年4月20日(金)午前8時58分から10時10分
- 2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
- 3. 出席委員 (18人)

会長21番会長職務代理者20番

委員1番2番3番5番6番7番9番11番12番13番14番15番16番17番18番19番

4. 欠席委員 (3人)

欠席者 4番 8番 10番

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定 について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・ 編入)申出」による意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び に許可及び諮問決定について

議案第5号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 農地係長

 振興係長
 書

開始時間 午前8時58分

事務局長

おはようございます。只今より、平成24年度第1回農業委員会 総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議 長

あらためて、おはようございます。今年は、職員の異動人事もなく、このまま新年度に向かうことになりましたので、10月末までよろしくお願いします。

それでは、早速審議にはいりますが、本日は、4番委員、8番委員、10番委員の3人より欠席届が出ております。

ただいまの出席委員は18人であり、従いまして定足数に達して おりますのでただいまから、平成24年度第1回農業委員会総会提 出案件を審議いたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。

7番、9番にお願いをいたします。

議長

議事に入る前に、諸般の報告をお願いします。

報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告 を求めます。事務局。

事 務 局

報告 農地法第18条第6項の規定よる通知につきまして、ご報告いたします。

資料の1ページから10ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が31件、使用 賃借権の解約が1件ありましたのでご報告いたします。

議長

事務局の報告が終りましたので、ただいまから議案の審議にはいります。

議 長

議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見 決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見 決定のうち所有権移転について、ご説明いたします。

11ページをお開きください。

整理番号1につきまして、譲渡人は、伊佐市菱刈荒田にお住まいの、AA氏です。譲受人は伊佐市菱刈荒田にお住まいのYM氏、6

事 務 局

局 0歳、自治会は青木元です。土地の所在地は伊佐市菱刈荒田字島崎 他3筆で地目はすべて田、面積の合計は5,955㎡です。あっせん 委員としまして15番委員、17番委員にお願いしました。

整理番号2につきまして、譲渡人は、大阪市西区江之子島にお住まいのYH氏です。譲受人は伊佐市大口牛尾にお住まいのHH氏、74歳、自治会は鉱業所です。土地の所在地は大口牛尾湯ノ元の3筆で地目はすべて田、面積の合計は4,489㎡です。あっせん委員として3番委員、21番委員にお願いいたしました。

整理番号3につきまして、譲渡人は、姶良市西姶良にお住まいの HY氏です。譲受人は、伊佐市大口川岩瀬にお住まいのHM氏、7 0歳、自治会は川岩瀬です。

土地の所在地は、伊佐市大口川岩瀬字児開の2筆で、地目はとも に田、面積は合計1,333㎡です。

次のページをお開きください。

整理番号4につきまして、譲渡人は整理番号3と同じHY氏です。 譲受人は、伊佐市大口宮人にお住まいのMD氏、39歳、自治会は 宮人です。土地の所在地は、伊佐市大口川岩瀬字児開他6筆で地目 はすべて田、面積は合計9,736㎡です。

整理番号3、4につきましては、あっせん委員として4番委員、 7番委員にお願いいたしました。

続きまして、利用権設定につきまして126-1ページの総括表にてご説明いたします。

期間は1年から10年で、面積の合計は、田1,123,797㎡、畑105,843㎡、の計1,231,640㎡です。利用権の設定をする者の数329人、設定を受ける者の数195人です。

土地の明細書等につきましては、13ページから125ページの 整理番号1番から354番のとおりです。

以上で説明を終りますが、皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

(質疑なしの声、多数あり。)

議長

質疑が無いようですのでこれで質疑を終わります。

これより採決を行ないます。

議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について原 案の通り決定することに異議のない方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成多数であります。よって議案第1号は、原案通り決定いたします。

議 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、を議題といたします。

当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が、9件出 されており、当委員会の審議を行います。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、6番委員、お願いします。

6 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、4月12日に現地調査を行いましたので6番が報告いたします。

申請人で受人のYKさん48歳は、伊佐市大口原田に居住され、 自治会は、上原田です。

申請地は、大口原田水ノ手の2筆で、面積は1,158㎡です。 渡人のMTさん88歳の所有されている田んぼは、YKさんの父 親の代より永年耕作されており、今回売買で購入されます。

受人の経営面積は、95,298㎡を耕作されており、また、畜産も営んでおられます。

農機具は等全て所有されており、農地法第3条2項の各号に該当 しないと思われます。

農地の取得において何ら問題ないと判断しましたので、本日許可 していただけるようお願いいたします。

以上で報告を終ります。

議長

続きまして整理番号2番について、14番委員お願いします。

1 4 番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る4月16日、受人STさん立会いの

もと現地調査を行ないましたので報告をいたします。

受人 STさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留南で、年齢は62歳です。

渡人 YUさんは、愛知県東海市名和町前郷に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、JA菱刈給油所の東側に隣接する、伊佐市菱刈重留字 大橋口で、地積は2,230㎡です。地目は田、売買による所有権移 転であります。

現況は、良く管理された農地です。

受人の経営面積は、22,647㎡で取得可能面積であります。

農作業従事者は、STさん夫婦と息子さんの3人で、通作距離としては1km弱です。

経営意欲はあり、トラクター、田植機、コンバイン等の農機具も 完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないことから、許可相当と思われます。

添付資料として、全部事項証明書、字図が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、報告を終わります。

議長

続いて整理番号3番について、7番委員にお願いします。

7 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号3番について、去る4月12日、申請人SGさん立会いのもと現地調査を行ないましたので、4番に代わって7番が報告をいたします。

譲受人SGさん、大口白木に居住され、49歳で、自治会は富ヶ 丘であります。

譲渡人SMさんも、大口白木に居住され、83歳で、譲受人とは、 親子関係で同居であります。

申請地は、自宅周辺で、大口白木の4筆で面積は、15,739㎡であります。

現況は、4筆とも管理の行き届いた畑で、SMさんが耕作しております。

現在、生花用のすすきに似ているパンパスグラス、カボチャ等が 植えられていたようであります。

受人の経営面積は、15,739㎡で、農作業従事者は3人であります。

所有権移転は、贈与で親より一括受贈するもので、取得可能な面

7番委員 積で問題はないものと思われます。

受人は、耕作意欲があり、農機具は完備しております。

添付書類として、全部事項証明書、営農計画書、位置図等が添付されております。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に 該当しないものと思われますので、許可相当と思われます。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いします。

議長

続きまして整理番号4番について、17番委員お願いします。

1 7 番委員

議案第2号のうち整理番号4番につきまして、調査を17番がしましたのでご報告申し上げます。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住のSTさん、64歳、自治会は 永池であります。

受人が、伊佐市菱刈南浦に居住のHJさん49歳、自治会は永池です。

場所は、菱刈南浦字柿内の4筆で、合計面瀬は3,523㎡です。 現況は、畑でございます。

受人の経営面積は5,637㎡で、受人の世帯員のうち農作業従事者は4人ということで、法律関係は所有権移転売買になります。

調査内容でございますが、申請地は本城校区の中心部より南側に位置しており、現況は畑でございます。現在の耕作者は、HJさん他Nファームの従業員及びご両親一緒になって野菜を作付けされています。

受人の理由でございますが、受人のHJさんは、相手方のSTさんの方より、買ってもらいたいという相談があったということと、HJさん自身も家族に労力の余力があります関係上、畑で野菜を増反したいという希望がありまして、耕作意欲は充分でございます。また、農機具も完備しております。

以上のようなことで、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と判断をいたしました。

皆さま方のご審議方を、よろしくお願いいたします。

議長

整理番号5番について、2番委員お願いします。

2 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る4月13日に現地調査を行ないましたので、2番が報告いたします。

譲受人HS氏は、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は下名で、

2 番 委 員 年齢は45歳です。

渡人HM氏は、同じく伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は78歳です。同世帯で、親子関係であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字ウツキ田他3筆、地目は田で、地積は4筆合計3,812㎡で、親から子への所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は、7,430㎡で取得可能面積であります。

農作業従事者は3人で、通作距離は約1kmで、現地は良く管理されております。

経営意欲はあり、農機具等も完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該 当しないと思われるので許可相当と思います。

添付資料として全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆さま方のご審議方を、よろしくお願いをいたします。

議 長

続きまして整理番号6番、7番につきましては受人が同一でございますので、3番委員にお願いします。

3 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番、7番について去る4月18日にHHさん立会いのもと、現地調査を行ないましたので3番が報告いたします。

申請人HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は鉱業所で、年齢は74歳です。

譲渡人MTさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は白ヶ谷で現在76歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字堤ノ下、面積175㎡と同字109 7番、面積712㎡の2筆ですが、現況は1枚の田んぼになっています。

売買であります。

受人の経営面積は、220,446㎡で取得可能面積です。

農作業従事者は、奥さんと2人で、通作距離は700m位で現況は良く管理されているようです。

整理番号7番の譲渡人MMさんは、兵庫県高砂市曽根町に居住され、会社員で、年齢は54歳です。

申請地は伊佐市大口牛尾字諏訪脇、面積は291 m²で、売買であります。

現況は、受人のHHさんの田んぼと一枚に一緒になっているようでした。

3 番 委 員 受人の経営面積は、220,446㎡で取得可能面積です。

申請地は、HHさん宅から300m位の近くにあり、良く管理さ れているようでした。

以上のような理由により、当申請は農地法問題ないと思われるの で、許可相当と思われます。

ただ、事務局より要指導の付箋が付いていましたので、私も慣れ ない部分もあったので、農業委員の研修テキストシリーズ3を活用 して「地域との調和要件」の不許可相当例①から⑤を参考に、HH さんと話をしたところです。

聞くところによりますと、耕作面積が広くて不耕作地もあるとい うことで、そういう状況であれば許可されませんよというようなこ とですが、本人としては何のことですかねと言っておられましたけ れども、この2筆については充分に管理がなされているようでござ います。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆さま方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報 告を終わります。よろしくお願いします。

議 長

続きまして整理番号8番、9番についても一括、14番委員にお 願いします。

1 4 番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のう ち整理番号8番、9番について、14番が報告いたします。

この2件の申請は、去る4月16日に、受人HSさん立会いのも と、現地調査をいたしました。

まず、整理番号8番について、報告をいたします。

受人HSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は共進で年 齢は39歳です。

農業をしながら市の公務員として働いておられます。

渡人HIさんは、鹿児島市永吉に居住されております。

申請地は、菱刈中学校グランド下1kmに位置した伊佐市菱刈前 目字永羽諏訪、地目は畑で、面積は301㎡と、本城幼稚園の前か ら農道がありますが、北へ800m程に位置する伊佐市菱刈南浦字 加治屋川、地目は田で、地積が2,293㎡の2筆であります。

田は良く管理された農地です。畑の方には10㎡程の小屋が建っ ていますが、これは堆肥舎として使われており、農業用施設であり ます。農地として処理して良いのではと考えております。

この田と畑は、売買による所有権移転であります。

14番委員 受人の経営面積は、21,161㎡で取得可能面積であります。

農作業従事者は、HSさんと奥さんの2人で、通作距離は田が2 km程で、畑が自宅近くで300m弱です。経営意欲はあり、トラ クター、田植機、コンバイン等の農機具も完備されております。

次に整理番号9番について、報告いたします。

受人は同じくHSさんです。

渡人HRさん、71歳は、受人とは親子関係であります。

申請地は、田5筆13,858㎡であります。

菱刈南浦字川原田他2筆は、本城小学校と本城保育園の中間の北 部に位置しています。

菱刈前目字永山の田は、カントリーエレベーター東500mであ ります。

菱刈前目字原田の田は、菱刈中学校グランド東300mに位置し ております。

いずれも良く整備され、毎年水稲耕作が続けられております。 この田5筆は、親から子への贈与よる所有権移転であります。

受人の経営面積、農作業従事者、経営意欲については、整理番号 8番で報告したとおりであります。

以上のような理由により当申請 整理番号8番、整理番号9番は 農地法第3条2項の各号に該当しないことから、許可相当と思われ ます。

添付資料として全部事項証明書、字図が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をお願いしまして報告を終ります。

議 長

ただいまの報告について、質疑討論はありませんか。

(質疑なしの声、多数あり。)

議 長 質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。 お諮りいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定につ いては、許可相当という意見です。

これに承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員举手)

議 長 賛成多数であります。

よって議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決

定については、9件許可ということに決定をいたしました。

議 長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見決定について、を議題とします。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請、除外が 4件、用途変更が2件出されており当委員会の審議を求めます。

現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。 除外の整理番号1番について、2番委員お願いします。

2 番 委 員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更 除外の申出について、整理番号1番つきまして2番より、現地調査結果の報告をさせていただきます。

申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住のYK氏で、自治会は徳辺上自治会であります。この調査は、14番委員、21番委員と私2番委員でありましたが、昨年の農地利用調査において、21番委員が調査済みでありましたので、合同調査はいたしませんでした。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字津橋段の3筆、地目は畑で、地積は3筆合計3,225㎡であります。

申請地の所在地は、徳辺上集落のYK氏宅から南東に1.5 km程 入り込んだところであります。

現況は3筆とも、東西南北、山林に囲まれている状況であります。 除外目的は、周囲が山林化し畑地として耕作できなくなり、植林 をしたいということであります。

協議の結果、この津橋段一帯がこのような状況であるので、農地への復旧は容易ではないので除外は止むを得ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

以上であります。

議長

ここで、5番委員の一時退席を求めます。

(5番委員、退室。)

議長

整理番号2番について、14番委員お願いします。

1 4 番委員

議案第3号 農業振興地域整備計画の除外申出による意見決定の うち整理番号2番について報告をいたします。

この申請は、昨年の現地調査において、21番委員が調査・指導 されたものであります。

21番委員より説明を受け、現地調査は割愛いたしました。

1 4 番委員

申請人NKさんは、60歳、伊佐市菱刈市山に居住されております。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字松木田で、面積は1,033㎡であります。

申請地の位置は、徳辺下地区集落センターから北へ500m程行ったところにあり、地目は畑でありますが、一部雑木が生い茂っております。

除外目的は、山林化して耕作できないため、植林をしたいとのことであります。

申請地の東は、田でありますが、南と西・北は山林です。

当申請は、東側が農用地に隣接しておりますが、申請地が除外されることで、周りの農地への影響、担い手の集積に支障を及ぼす影響はないと思われます。

除外が認められたと仮定した場合、申請地は第2種農地の生産力の低い農地に該当するものと思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われます。

以上のような理由により、この除外申請はやむを得ないであろう と判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願い申し上げます。 終ります。

議 長

整理番号2番については、何か問題がありますか。

(問題なしの声、多数あり。)

議長

ないようでしたら、5番委員の入室をお願いします。

(5番委員入室し着席。)

議長

続きまして整理番号3番、4番について一括して、2番委員お願いします。

2 番 委 員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更、除外の申出について、整理番号3番、4番つきまして2番より、現地調査結果の報告をさせていただきます。

この調査委員は、14番委員、21番委員と私2番委員でありましたが、昨年の農地利用調査において、21番委員が調査済みでありましたので、合同調査はいたしませんでした。

2 番 委 員 まず整理番号3番ですが、申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住のM K氏で、自治会は徳辺上自治会であります。

> 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字津橋段の5筆、地目は畑で、地積は 5筆合計5,069㎡であります。

> 申請地の所在地は、整理番号1番で報告したのと同じ所在地であ ります。

> 現況は5筆とも、東西南北、山林に囲まれている状況であります。 除外目的は、周囲が山林化し原野化しているため、山林に転用し たいということであります。

> 協議の結果、この津橋段一帯がこのような現況では、除外は止む を得ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願 いいたします。

次に整理番号4番につきまして、報告させていただきます。

申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住のIK氏で、自治会は徳辺上自 治会であります。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字津橋段の5筆、地目は畑で、地積は 5筆合計4,416㎡であります。

申請地の所在地は、整理番号1番、3番と同じ所在地であります。 現況は5筆とも、東西南北、山林に囲まれている状況であります。 除外目的は、周囲が山林化し、イノシシ、シカ等の鳥獣被害があ り耕作不能であるために、山林にしたいとのことであります。

協議の結果、現況では、除外は止むを得ないと判断しましたが、 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして用途変更の整理番号1番について、5番委員お願いし ます。

5 番 委 員

農業振興地域用途区分変更について、5番が報告いたします。

調査年月日は、平成24年4月13日、調査員は5番、13番、 20番となっておりましたが、前回3月の総会の席で報告をしてい る場所から多少南側になったところでございまして、前回用途変更 の書類が出されていなかったため、その時に用途変更を4月の総会 に提出をすると報告を受けて、その時点で調査をしたところでござ います。今回は、合同調査は行ないませんでした。

申請人HHさん、申請地 伊佐市菱刈川北字池之上、地目は田、面 積は3,037㎡です。

調査内容は、申請地は川内川の東側に位置して現況は田でありま す。周囲の状況は、申請地の北側は農道で、南は自宅、牛舎、東は 5 番 委 員 水田、西も水田、周りを水田に囲まれた場所であります。

申請する前に、申請人HHさんから、変更の目的及び変更の必要性について提出されてありますので、若干、読み上げたいと思います。

自宅、牛舎の隣接地である菱刈川北字池之上の田についても売ってもらうように持ち主に相談したが、うまくいかなかった。

また、菱刈川北字池之上の隣接地である菱刈川北字池之上についても、売ってもらう相談をしたが、うまくいかなかったため、今回、申請地であり、自己所有地の菱刈川北字池之上の田を申請したものであるということで、自宅と申請地は隣接地で真中に用水路がありますが、用水路の隣が申請地であります。

そういう状況で、今回、用途変更という形で申請がございました。 用途区分変更目的は、畜舎と農機具倉庫を建てるということです。 申請をされる前に、HHさんの息子さんが農大で畜産関係を学ば れて、帰ってこられてお父さんから息子さんに、牛舎関係、牛に関 することを移譲されるということで、先月の申請から今回の用途変 更まで一貫して申請されるものです。

HHさんは、酪農を中心に牛の関係は、第一人者でございまして、 先頭に立ってやってこられた方です。

今後、色々な形で手本になれば良いなあと思っております。

牛舎の屋根の雨水は、下水道に流すと、そういう牛舎を建てると のことです。

牛舎の周りに側溝を入れて、雨水は下水道に流す。牛舎はスノコ 方式で糞尿は外には出ない形の作りをしてやりますということでし た。

そういうことで、総合意見としましては、牛舎等は糞尿処理関係がうまくいかないと、周りから苦情がでたりとか、色々なことが多々ある関係上、絶対にそういうことがなされないようにして牛舎の作りはきちんと作っていきたいということでした。

添付書類として、字図、現況写真、全部事項証明書等が添付をされております。

委員の方々の審議をよろしくお願いします。 以上でございます。

議長

先程、用途変更は2件と申しあげましたが1件でございました。 訂正をいたします。

只今の報告について、質疑討論はありませんか。

(いいですか議長、という声あり。)

議 長 はい、3番委員。

3 番 委 員

用途変更の整理番号1番についてですが、畜舎を作るということで、周りの同意というのはどういう状況なのでしょうか。

排水処理を下水道に流すということですが、あそこは下水道がありましたかね、排水路ではないのですか。

周辺の人達の意見集約は、問題のないようにするべきですよね。

5 番 委 員

確かに、排水路ですね。

雨水だけを、排水路に流し込み、糞尿等の汚水については流れ出さないように作るということです。

隣接地田んぼは、自分の田んぼでございますので、問題はないと 判断いたしました。

3 番 委 員

畜舎の汚物については、溜枡を作るということですか。

5 番 委 員

乳牛といいますか、酪農関係は尿が多く出るわけですが、それぞれ溜める場所を作っておられます。

黒牛関係は、糞尿処理技術もいろいろ進んできていまして、尿を オガ屑と混ぜて、発酵菌を入れて発酵する施設で、悪いところだけ 除いて不足した部分にオガ屑を足すというやり方です。私も何回か 見る施設ですけれども、汚水、尿はほとんど流れません。

今は、そういう施設が多くなりまして、豚の方もそういう施設ができつつあります。

バクテリアの菌を入れて発酵させて、牛がいるところでそのまま 発酵させてやるという施設が多くなっています。

ですから、公害的には本人さんと話した限りでは、完璧だなと思った次第でございます。以上でございます。

議 長

3番よろしいですか。

(はいという声、あり。)

議長

他に質疑、ありませんか。

(質疑なしの声、多数あり。)

議長

質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更申請の意見決定については、除外及び用途区分変更は止むを得ないという報告でございます。

これを承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員举手)

議 長 全員賛成であります。よって、議案第3号の5件につきましては、 許可することに決定をいたしました。

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定 並びに許可及び諮問決定について、を議題といたします。

当委員会に、2件申請が出されております。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番につきまして、2番委員お願いします。

2 番 委 員

議案第4号 農地法第4条の許可申請に係る意見決定並びに許可 及び諮問決定についてのうち、整理番号1番について、2番が調査 の結果を報告いたします。

この案件の合同調査は、14番委員、21番委員、私2番委員でありましたが、先般の利用状況調査において、21番委員が行なっておられるので、合同調査は行ないませんでした。

申請人 UO氏は、伊佐市菱刈重留に居住し、年齢は47歳で、 自治会は重留西であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字立石で、地目は畑です。地 積が1,083㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっており、転用目的 は近年周囲が山林化し、鳥獣 イノシシ、シカの被害も多くなり耕 作不能で、今後も畑地への復元は困難であるということで、土砂置 場等として活用したい、転用は資材置場であります。

申請地の所在地は、徳辺千鳥橋から100m北へ入り込んだところであります。

北側は山林、南側は道路、西側は田、東側は山林です。

このことにより、周囲に与える影響はないと思われます。

あった場合は責任を持って対応するとの誓約書が、添付されています。

添付書類として土地の全部事項証明書、位置図、字図、被害防除

2 番 委 員 に関する誓約書、被害防除計画書が添付されております。

この申請について、3人の調査員の意見において許可するべきと 判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいた します。

議 長 続きまして整理番号2番について、7番委員お願いします。

7 番 委 員

議案第4号 農地法4条許可申請のうち、整理番号2番について、 4月13日、4番、7番、10番で、申請人OMさん立会いのもと 調査をしましたので7番が報告いたします。

申請人OMさんは、姶良市加治木町朝日町に居住されています。 申請地は、大口下殿字須和野の2筆で、地目は畑で、地積が合計 $5.016 \,\mathrm{m}^2 \mathrm{C}_{3}$

農地区分は2種農地でその他の農地です。

転用目的は、山林でクヌギ、カシ、桜の植林です。

申請地は、湯ノ谷集落の北側に接する位置にあり、羽月葉たばこ モデル生産組合倉庫の東側に位置しています。

西側の現況は原野で、一部倉庫の16㎡、畑の20㎡です。すで に原野には、クヌギ、カシが植林してありました。

畑の部分は道路に接しているため、桜を植樹するということで一 部植樹してありました。

東側の現況は、畑で一部桜を植樹してありました。倉庫の部分は、 解体して植樹するとのことでした。

植樹したことについては、顛末書が添付されております。

平成23年2月に転用してしまいました、農地法の申請が必要で あることを教示され、このことについては、事前に農地法による許 可を得るべきであったと反省しております。

今後、決してこのようなことがないよう農地法を遵守いたします と反省されています。

申請地は砂まじりの傾斜地で、また姶良市に居住しており畑とし ての管理が困難であるため山林に転用するという理由でした。

申請地の東は山、西は宅地、南は農道、北は山林となっており、 植林することにより周辺の農地に影響はありません。

被害防除については、苦情等があった場合は自らの責任で誠意を もって対処しますと誓約されています。

法令、条例により義務付けられている行政庁との協議の必要はあ りません。

以上の調査結果により3人で協議した結果、転用に問題はないと 判断いたしました。

委員の皆様の審議をよろしくお願いします。

議長

只今、担当委員の報告が終わりました。 質疑討論はありませんか。

(質疑なしの声、多数あり。)

議長

質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。お諮りいたします。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る決定については、許可相当という意見であります。

これに承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成多数であります。

よって、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の承認 決定については、2件許可という決定をいたしましたので、26日 開催の県農業会議に諮問をいたします。

議 長

議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。 当委員会に対し非農地証明願が5件出されております。 委員会の審議を行います。

現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。 整理番号1番について、19番委員、お願いします。

1 9 番委員

議案第5号 非農地証明願についての整理番号1番について、1 9番が報告をいたします。

この案件は、平成22年度の遊休農地調査で私が担当したところでありまして、3名の合同調査になっていたのですが、3番委員、6番委員と協議した結果、合同の調査はしないことにいたしました。 念のため、私が現場確認は再度、いたしております。

総会が始まる前に、事務局より申請人の名前が修正のありました 件ですが、現地は、菱刈前目字永羽諏訪、地積が2240㎡です。

申請人が、TKさん85歳の方で、高齢のためとても農地として は復元できないということです。

話を聞きますと、直接の身内も地元にはいらっしゃらないで、鹿児島市とかにいらっしゃるみたいです。

22年度の調査のときには、竹藪、雑木もはえていたのですが、

19番委員 | 今回再度確認にいきましたら、大きな木、竹は伐採をしてありまし て、農地としては全く利用してないのですが、かといって山林化し ているかといいますとそうではないわけです。

> 図面を見る限り、良い場所のようですけれども、現況はこの土地 にはいる入り口がなくて、機械をとても入れられる状態ではないと いう状況もございます。

> 周囲が、東・西が畑ですけれども、現況は東・西の畑も水田でい う現状維持みたいな管理の仕方で、農地としては利用されておりま せん。南側は山林であります。

そういうところでございまして、本人にも聞いて見たのですが、 だれかに貸したいと思っても、借り手もいない現状でございます。

これ非農地証明願は、認めざるを得ないと判断をしましたが、皆 様方のご審議をお願いしまして報告を終わります。

議 長

続きまして整理番号2番、3番につきまして続けて、18番委員 お願いします。

18番委員

議案第5号 非農地証明願について整理番号2番を、18番がご 報告いたします。

申請人は、OSさんは、姶良市蒲生町下久徳にお住まいです。 現地は、大口曽木字愛宕、畑で、地積は213㎡です。

これは、昨年の利用状況調査において見たときには、竹がいっぱ いで、孟宗竹まであったのですが、一昨日行ってみたらきれいに竹 だけは払ってありました。それでもとても農地にするような状況で はなくて、原野を払っただけの状態でした。

周りはほとんど、南側には孟宗竹林があって、畑としてとても復 旧できないという状況でした。

そのようなことで、面積も面積だし、とても農地には復元できな いと思いました。

整理番号3番ですが、申請人SSさんは、伊佐市大口曽木にお住 まいで、自治会は城下です。

現地は、大口曽木字鼻面の2筆なのですが、飛び地があって圃場 整備をしなかったため、周りを山に囲まれて、周りから水が入り込 み湿田化して、真中の地権者の住所もわからなくて圃場整備もでき なくて、このような状態になりましたということでした。高齢化で どうにもできないということでした。

ほとんど沼地化という状態でした。 以上です。

議長

続いて整理番号4番について、12番委員お願いします。

12番委員

議案第5号 非農地証明願4番について、報告いたします。

調査日は去る4月13日です。15番、17番、12番で共同調査いたしました。

申請人AAさんは、伊佐市菱刈荒田に居住で自治会は青木元です。 申請地は菱刈荒田字名折、地目は田、地積は392㎡です。

申請理由は、労力不足と水害などで荒廃しております。

調査内容は、周囲の状況は東が竹林、西が田、南は川堤防、北側は荒廃して原野化していました。

非農地となった時期は、平成3年5月30日頃ということです。 非農地となった原因は、先程申しました水害等です。

申請地の現況は、全部荒廃しています。

共同協議の結果、復旧は困難ということで皆様の判断をよろしく お願いします。

12番が報告いたしました。

議長

続きまして整理番号5番について、7番委員お願いします。

7 番 委 員

議案第5号 非農用地証明願の整理番号5番について、去る4月 15日、4番委員、10番委員、7番委員と申請人の母親立会いの もと、現地調査を行ないましたので、欠席の4番に代わり7番が報 告をいたします。

申請人MYさんは、菱刈前目に居住していらっしゃいます。

申請地は、大口川岩瀬字飛掛、畑の207㎡であります。現況は、 杉、竹等が繁茂し山林化しております。

周囲の状況は、南と西側が道路、東側が宅地、北が山林となっています。

非農地となった時期は、昭和52年5月1日頃であります。

非農地となった原因は、面積が狭小だったので、耕作を中止していたところ、杉、竹等が繁茂し山林化したものであります。

以上のような状況から、3人で協議しました結果、農地属性は喪失し農地への復旧は容易でないものと判断をいたしました。

添付書類としまして、全部事項証明書、住民票、位置図、委任状が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議長

只今5件の報告が終わりました。

議 長 質疑・討論はありませんか。

(質疑なしの声、多数あり。)

議 長 質疑・討論がないようですので、これで質疑・討論を終わります。 お諮りいたします。

議案第5号 非農地証明願については、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地とすることに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数であります。

よって議案第5号 非農地証明願5件は、農地法第2条第1項の非農地とすることに、同意する意見を附して交付をいたします。

議 長 以上を持ちまして、議案の採決を終了いたします。 その他、月例報告をお願いします。

事務局 月例報告書により報告。

その他

- ①利用権設定の手続きについて
- ②実勢賃借料金等の額について
- ③日常業務推進上の課題・問題点と対応方法について

事務局長 これで平成24年度 第1回農業委員会総会を終わります。 一同礼。

終了時間 午前10時10分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会						
会	長	会			長	
	•••••					
伊佐市農業委	:員 	7	番	委	員	
伊佐市農業委	::貞	9	番	委	員	